

支出に関する決裁事項の総務部(財政課)への合議区分の金額要件等の見直しについて

1 目的・趣旨

本市では、令和4年10月に策定した「第2期草津市財政規律ガイドライン」において、「各部局における財政マネジメントの強化」を掲げ、分権型予算編成の推進や、予算執行権の一部を移譲するなど、各部局がマネジメントを発揮できる仕組みづくりに取り組んでいるところである。

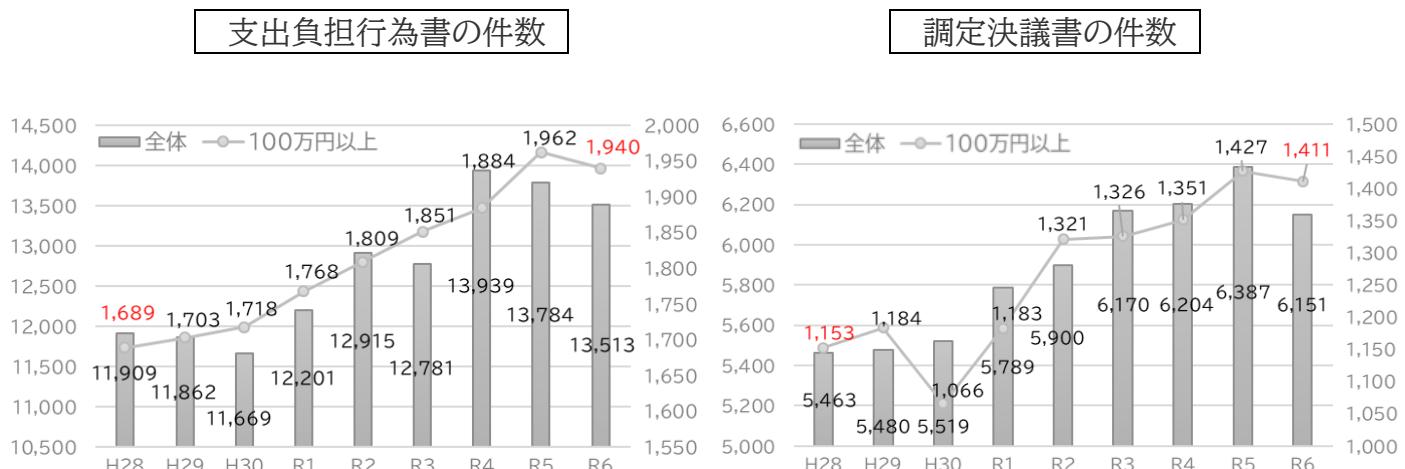
各部局への予算執行権の一部移譲に当たっては、平成28年度予算の執行から、支出に関する総務部(財政課)合議の金額を100万円以上に引き上げ、事務手続きの簡略化を図ったところであるが、近年の物価高騰や予算規模の拡大等により、合議件数は増加傾向にある。

また、国では、物価高騰の状況や事務の効率化の観点から、地方自治法施行令を改正し、令和7年4月1日を施行日として、少額随意契約の基準額を引き上げたところである。

これらを踏まえ、本市においても支出に関する決裁事項の総務部(財政課)への合議区分の金額要件等を見直すもの。

2 本市の状況

近年の物価高騰や予算規模の拡大等により、支出負担行為書等に係る合議件数は増加傾向にある。



H28 年度と比較すると、総務部(財政課)への合議件数(100万円以上の件数)はおよそ**15%(250件)**増加している。

財政課への合議を100万円以上としている調定決議書についても、合議件数はおよそ**22%(250件)**増加している。

3 国の動向(少額随意契約の基準額の引上げ)

国(財務省)では、近年の物価上昇を受けて、財政制度等審議会において議論を交わしたところ、「企業物価指数の上昇等を踏まえ、現行の基準額を引き上げる」方針が了承され、基準額が引き上げられた。

このことに伴い、地方公共団体が行う契約の基準額についても、「昨今の物価高騰や事務の効率化」の観点から基準額が引き上げられた。

契約の種類	改正前(~7.3.31)	改正後(R7.4.1~)	改定率
一 工事又は製造の請負	130万円	200万円	53.80%
二 財産の買入れ	80万円	150万円	87.50%
三 物件の借入れ	40万円	80万円	100.00%
四 財産の売払い	30万円	50万円	66.70%
五 物件の貸付け	30万円	30万円	0%
六 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	100万円	100.00%

歳出の執行に
関係する改定率
平均:+85.3%

4 見直しの内容

(1) 支出に関する決裁事項の総務部(財政課)への合議区分の金額要件

本市の状況や、少額随意契約の基準額引上げ等を踏まえ、100万円以上から200万円以上に改める。

(2) その他

上記の見直しに伴い、歳出予算に係る補助金の額の確定や、歳入予算に係る国県補助金の交付申請、実績報告等についても、合議区分の金額要件を100万円以上から200万円以上に改める。

また、歳出予算の執行委任協議や、歳入の調定通知に係る財政課への合議については、廃止し、効率的な予算の執行を図る。

※ 流用や要綱の制定・改廃など、金額にかかわらず総務部(財政課)合議としているものについては、これまでと同様に合議することとし、見直しの対象外とする。

また、500万円以上の区分の合議については、引き続き、経営層:副部長以上の決裁とし、見直しの対象外とする。

5 見直しを始める時期

新財務会計システムの運用に合わせて、令和8年度予算の執行から見直しを適用する。

6 今後の主なスケジュール

- ・令和8年 3月 新財務会計システム研修会、事務決裁規程の改正
- ・令和8年 4月～ 見直し後の運用の開始